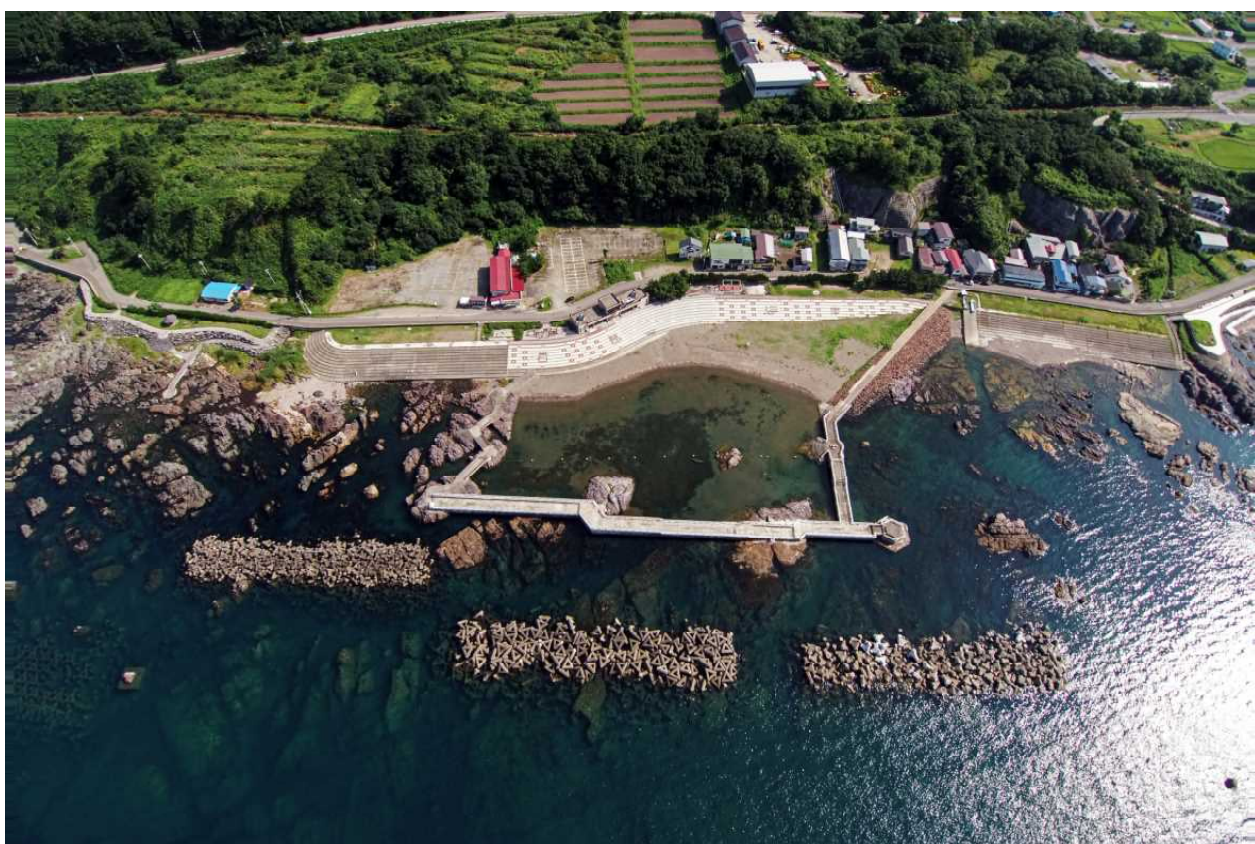


秋田県岩館漁港海岸休憩施設 指 定 管 理 者 募 集 要 項



令和 7 年 8 月
秋田県農林水産部水産漁港課

「秋田県岩館漁港海岸休憩施設」の指定管理者の募集について

次により、秋田県岩館漁港海岸休憩施設の指定管理者を募集します。

1 公の施設の概要

(1) 名 称

秋田県岩館漁港海岸休憩施設（以下「休憩施設」という。）

(2) 所 在 地

山本郡八峰町八森字和田表 2 2 1 番地

(3) 設置目的

岩館海岸は、秋田県内でも有数の美しい海岸です。

この美しさに魅せられて、多くの観光客や海水浴客が訪れています。

休憩施設は、漁港区域にある海岸の利用の増進を図ることによって、ゆとりある県民生活の実現に寄与する目的で設置しました。

(4) 規 模 等（秋田県岩館漁港海岸休憩施設概要書（別紙①）参照）

① 構 造 鉄筋コンクリート造

② 階 数 一部 2 階建て

③ 延 床 面 積 2 4 2 . 0 8 m²

④ 各 階 概 要 1 階：休憩ホール、シャワー室（温水 8 室、冷水 2 室）、便所（大 1 1（うち身体障害者用 1）、小 8）
2 階：管理人室

(5) 指定管理料の実績（過去 3 年間）

令和 4 年度から令和 6 年度まで、各年度 0 千円

(6) 利用者数及び利用料金の実績（過去 3 年間）

令和 4 年度 新型コロナウイルス感染拡大予防のため実績なし

令和 5 年度 1, 4 7 6 人、1 4 7 千円

令和 6 年度 1, 2 6 5 人、1 2 6 千円

2 指定管理者に行わせる管理の業務

(1) 休憩施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) その他休憩施設の管理に関し知事が必要と認める業務

業務詳細は、秋田県岩館漁港海岸休憩施設管理業務仕様書（別紙②）によります。

また、細目事項については協議の上、別途協定で定めます。

3 管理を行わせる期間（指定期間）

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで（予定）

4 施設の目標

施設目標を実現するため、休憩施設及び設備の維持管理を適切に行うことを目標とし

ています。

5 指定管理料

休憩施設の管理の業務に要する経費に充てるため指定管理者に支払うこととなる指定管理料は、災害等の特別な場合を除き、原則としてありません。

6 申請をする団体に必要な資格等

(1) 申請をする団体に必要な資格

- ① 県内に事務所等を有する法人その他の団体又は管理開始までに県内に事務所を設置しようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- ② 複数の団体が共同事業体を構成して申請する場合は次による。
 - ア 構成団体の全てが申請資格要件を満たす必要があります。
 - イ 共同事業体の構成団体が、単体又は他の共同事業体の構成団体となって同一の施設について重複して申請することはできません。
 - ウ 共同事業体として申請する場合は、必ず代表となる団体を決定していただくとともに、協定締結の際は、共同事業体の構成団体全てを一括して協定の相手方とします。
 - エ 指定管理者の候補者の選定後の協議は、代表団体を中心に行うことになりますが、協定に関する責任は共同事業体の構成団体全てが負うことになります。

(2) 申請をすることができない団体

- ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、秋田県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない団体
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体
- ③ 秋田県から入札参加資格制限、指名停止又は指名差し控えの措置を受けている団体
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立て（これらの手続開始の決定を受けた団体を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている団体
- ⑤ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納している団体
- ⑥ 役員のうちに秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団と密接な関係を有する者を含む団体
- ⑦ 海岸法（昭和31年法律第101号）の規定に基づく海岸保全区域の占用その他の許可又は漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）若しくは秋田県漁港管理条例（昭和44年秋田県条例第16号）等の規定に基づく漁港施設の使用その他の許可を取り消され、又は罰則を課せられた団体で、当該処分の日から起算して2年を経過しないもの

7 申請の手続

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書（様式1）に次に掲げる書類を添えて提出してください。なお、共同事業体として申請する場合の②から⑩までに掲げる書類

は、構成する全ての団体について提出してください。

- ① 指定期間に係る年度ごとの休憩施設管理に係る事業計画書及び収支予算書（様式2）
- ② 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- ③ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
- ④ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類
- ⑤ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
- ⑥ 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類
- ⑦ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- ⑧ 類似施設における業務実績を記載した書類
- ⑨ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）
- ⑩ 誓約書（様式3）
- ⑪ その他知事が必要と認める書類

（2）提出場所

郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県農林水産部水産漁港課調整・振興チーム（電話018-860-1885、ファクシミリ018-860-3849、電子メールsuisan-g@pref.akita.lg.jp）

（3）提出期限

令和7年9月12日（金）午後5時15分まで

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めません。

（4）提出部数

正本1部、副本としてPDFデータを提出してください。

ただし、「法人の登記事項証明書」及び「誓約書（様式3）」については、正本1部のみを提出してください。

（5）著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、指定管理者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容が無償で利用できるものとします。

また、提出された書類については、秋田県情報公開条例の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開されることがあります。

なお、提出された書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。

（6）質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

① 受付期間 令和7年8月15日（金）から9月10日（水）午後5時15分まで

② 受付方法 質問票（様式4）を（2）に直接（ファクシミリ、電子メールも可）提出してください。

③ 回答方法 受け付けた質問については、令和7年9月11日（木）までに書面で回答します。なお、説明会当日も口頭での質問を受け付けます。

8 選定の方法、基準及び時期

(1) 農林水産部指定管理者（候補者）選定委員会において、次に掲げる①から⑤の審査基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定します。

なお、審査基準は次のとおりです（括弧内は配点）。

休憩施設指定管理者の候補者選定の審査基準

① 県民の平等利用の確保（適合しなければ失格）

ア 利用者の平等な利用が確保されていること

② 公の施設の設置目的の効果的な達成（30点）

ア 設置目的・理念を理解した管理がなされるものであるか

イ 利用促進の取組みがなされるものであるか

ウ 利用者の意見を施設の管理運営に反映させる意欲や手段が盛り込まれているか

エ 利用者に対するサービス向上の取組みがなされるものであるか

オ 地域団体、関係機関ボランティア等との連携が図られるものであるか

③ 効率的な管理（20点）

ア 収支計画は適正なものであるか、また、その実現性はどうか

イ 経費縮減に向けた取組みがなされているか、また、その実現性はどうか

④ 適正かつ確実な管理を行う能力（30点）

ア 団体の経営状況は安全かつ健全か

イ 団体の公の施設管理運営実績はどうか

ウ 人員配置は適切か

エ 経理的な基礎が備わっているか

オ 技術的な基礎が備わっているか

カ 職員の資質向上に積極的に取り組む意欲はあるか

キ 安全管理に万全を期しているか

ク 個人情報適切な管理のための必要な措置が講じられているか

⑤ その他必要な事項（20点）

ア 自主事業その他県民に親しまれるための計画が積極的かつ具体的なものであるか

(2) 選定は、令和7年10月中旬（予定）までに行い、その結果については、書面により速やかに通知します。また、秋田県公式Webサイト「美の国秋田ネット」

(<http://www.pref.akita.lg.jp>) により公表します。

9 指定管理者と県との責任分担

指定管理者と県との責任分担は、原則として次の表のとおりとします。

ただし、表に定める事項に疑義のある場合、又は定めのない事項については、指定管理者と県が協議して定めることとします。

項目	対応内容等	指定管理者	県
(1) 管理施設の修繕	①小破修繕（小規模でかつ使用価値又は効用の減少を防ぐ、いわゆる本体の維持管理又は原状復旧を目的とする修繕）	費用負担。	
	②大規模修繕等（小破修繕以外）		費用負担。
	③1件当たり50万円以上の修繕	事前に内容等の報告義務。	
	④事故・災害等による施設等の修繕	協議。	協議。
(2) 緊急時の対応	①本業務の実施に関連して事故、災害等の緊急事態発生時	必要な措置。 県への報告義務。 関係者への通報義務。	調査権。
	②原因調査	費用負担。	協力義務。
(3) 県による貸付備品等の扱い	①管理上遵守すべき事項	別途締結する物品無償貸付契約による。	別途締結する物品無償貸付契約による。
	②経年劣化等により本業務の用に供することができなくなったとき	県へ協議。 ただし、指定管理料のうち備品等の購入又は調達について年度協定に定められている場合は、予定額の範囲内で購入又は調達。	協議に基づき、必要に応じて、備品等を購入又は調達。
(4) その他備品等の扱い	①購入又は調達	可能であり、本業務の実施の用に供することができる。	なし。
	②経年劣化等により本業務の用に供することができなくなったとき	自己の費用において必要な備品等を購入又は調達する。	なし。
(5) 業務実施状況の確認等	①月例報告書及び事業報告書に基づく確認等	調査受け入れ義務。	調査権。
	②確認等の結果により、改善の対応が必要となった場合	費用負担。	改善指示。
	③改善指示を経てもなお、最低限の業務遂行水準を満たしていないと判断した場合	賠償。	違約金請求。 損害が発生したときは、別に損害賠償請求。
(6) 損害賠償等	①指定管理者の故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したとき	賠償。	損害賠償請求。
	②指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について、県が第三者に賠償した場合	賠償。	損害賠償請求。

(7) 保険	①業務の実施に当たり、付保する保険	<例示> ・施設賠償責任保険。 ・第三者賠償保険。	火災保険。
(8) 不可抗力 ※「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更その他県及び指定管理者の責めに帰することのできない事由をいう。 なお、物価の増減、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。	①発生時の対応	影響を早期に除去すべく早急に対応措置（損害及び損失並びに増加費用を最小限にするよう努める）。	
	②費用等の負担	不可抗力に起因して指定管理者に損害及び損失並びに増加費用が発生したときは、指定管理者は、その内容及び程度の詳細を記載した書面により県に通知。	通知があったときは、損害の状況の確認を行った上、指定管理者と協議し、不可抗力の判定、費用負担等を決定。 合理性の認められる範囲で負担（指定管理者が付保した保険により補てんされた金額相当分については、負担に含めない）。
	③実施義務の免除	(8)②による協議の結果、不可抗力の発生により本業務の全部又は一部の実施ができなくなったと認められるときは、不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れる。	指定管理者との協議の上、指定管理者が当該業務を実施できなかったことにより支出を免れた費用相当額を指定管理料から減じることができる。
(9) 指定期間の満了	①原状回復義務	指定期間の満了の日までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、県に対して管理物件を明け渡さなければならない。 ただし、県が認めた場合は、原状回復は行わずに、別途県が定める状態で県に対して管理物件を明け渡すことができる。	原状回復を求めるか判断。
	②備品等の扱い	指定管理者に所有権が帰属する備品等については、原則として指定管理者が自己の責任と費用で撤去又は撤収するものとする。 ただし、県との協議により、県又は県が指定するものに対して引き継ぐことができる。	県に所有権が帰属する備品等については、県又は県が指定するものに対して引き継ぐ。
(10) 本業務の範囲外の事業	①本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲内における自主事業の実施。	指定管理者の責任と費用により実施。 事業計画書の事前提出。	事業計画書の承認（条件を定めることができる）。

10 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ① 受付期間 令和7年8月15日（金）から9月10日（水）午後5時15分まで
- ② 受付方法 質問票（様式4）を7（2）に直接（ファクシミリ、電子メールも可）提出してください。
- ③ 回答方法 受け付けた質問については、令和7年9月11日（木）までに書面で回答します。なお、説明会当日も口頭での質問を受け付けます。

11 管理の基準

指定管理者は、以下の基準により施設を管理運営する必要があります。

- （1）関係法令、条例及び規則を遵守し、適正に施設の管理運営を行うこと。
- （2）施設設備及び備品の維持管理を適切に行うこと。
- （3）業務の一部を外部委託する場合には、事前に知事の承認を得ること。
- （4）指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

12 募集要項の交付

7の（2）に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する休日を除き、令和7年8月15日（金）から令和7年9月12日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで交付します。

13 説明会

- （1）日 時

令和7年9月5日（金）午後1時30分から

- （2）場 所

山本郡八峰町八森字和田表221番地 秋田県岩館漁港海岸休憩施設

- （3）その他

説明会への参加を希望する団体は、14の（7）に令和7年9月1日（月）の午後5時15分まで電話、ファクシミリまたは電子メールで連絡してください。

14 その他

- （1）指定管理者の候補の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがあります。
- （2）指定管理者の候補者に選定された団体を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定します。
- （3）県が指定管理者に支払う指定管理料はありません。
- （4）休憩施設の温水シャワーの利用料金は、県が定める基準額の範囲内で指定管理者が知事の承認を受けて額を定め、指定管理者の収入となります。なお、収入に当たっては、自らの費用においてクレジットカード決済、コード決済その他キャッシュレス決済が可能となる環境を整備する必要があります。

(5) 指定管理者は休憩施設内において、県の許可を得て、広告事業やその他の事業を行うことができます。

(6) 県は、指定管理者の業務実施状況を確認し、最低限の業務遂行基準が満たされていないと判断した場合には、指示改善等の手続きを経て、内容や程度・頻度に応じて違約金の請求、業務の一部又は全部の停止、指定の取り消しを行う場合があります。

また、より良いサービスの提供に向けて、業務実施状況について指定管理者による自己評価を行うとともに、県による評価及び外部有識者委員会による評価を行い、その結果を指定管理者に通知するとともに、公表するものとします。

(7) 問合せ先

秋田県農林水産部水産漁港課調整・振興チーム（電話 0 1 8 - 8 6 0 - 1 8 8 5、ファクシミリ 0 1 8 - 8 6 0 - 3 8 4 9、電子メール suisan-g@pref.akita.lg.jp）

1 5 添付資料・様式

- (1) 秋田県岩館漁港海岸休憩施設概要書（別紙①）
- (2) 秋田県岩館漁港海岸休憩施設管理業務仕様書（別紙②）
- (3) 指定管理者指定申請書（様式 1）
- (4) 事業計画書及び収支予算書（様式 2）
- (5) 誓約書（様式 3）
- (6) 質問票（様式 4）

(別紙①)

秋田県岩館漁港海岸休憩施設概要書

1 休憩施設の概要（別図1～3添付）

事業費	170,000千円
構造	鉄筋コンクリート造一部2階建
延床面積	242.08㎡
施設概要	休憩ホール、シャワー室（温水8室、冷水2室）、便所（大11（うち身体障害者用1）、小8）及び管理人室
付帯施設	植栽等外構
開放期間	夏期2ヶ月間全面開放、その他期間はトイレのみ開放

休憩施設は、漁港区域にある海岸の利用の増進を図ることにより、ゆとりある県民生活の実現に寄与することを目的として、秋田県が水産庁補助事業である「漁港海岸整備事業」を活用し、平成4年度から平成5年6月にかけて整備した施設です。

設置当初から平成18年3月31日までは、秋田県岩館漁港海岸休憩施設条例（以下「条例」という。）の規定により旧山本郡八森町（現山本郡八峰町）が管理を受託していました。

平成18年4月1日からは、条例改正に伴って指定管理者制度に移行した上で、引き続き山本郡八峰町が管理を行っています。

なお、休憩施設敷地隣接の階段式護岸から海側は、秋田県が水産庁補助事業である「海岸環境整備事業」を活用して昭和55年から整備を開始した人工海水浴場（通称：海浜プール）となっており、その維持・管理は、山本郡八峰町が行っています。

2 休憩施設の利用形態

休憩施設は、人工海水浴場（通称：海浜プール）利用客や岩館海岸観光客等が休憩場所として利用しています。

3 休憩施設の運営

温水シャワーの使用料金は、県が定める基準額の範囲内で指定管理者が知事の承認を受けて額を定め、指定管理者の収入となります。

なお、指定管理料はありません。

経費としては、便所消耗品費、浄化槽維持管理委託費、光熱水費、施設設備保守・小破修繕費、管理人人件費、植栽等外構管理費及び清掃費等があります。

秋田県岩館漁港海岸休憩施設管理業務仕様書

1 建物管理業務

- (1) 巡視等による日常点検及び一定のスケジュールに基づく定期点検を行い、建物の劣化や損傷の防止に努めること。
- (2) 損傷に対しては、その状況に合わせ、速やかに補修を行い、動力、機能及び美観を回復させること。
- (3) 蛍光灯管球等の消耗器具の取り替え及び補給等を行うこと。
- (4) 支障が生じている個所については、速やかに修理を行うこと。この場合には、必要に応じ県と協議を行うこと。

2 設備管理業務

- (1) 設備・機器の保全と常に適切な運転がなされるよう各種点検・検査及び測定・記録を行うこと。
- (2) 法令に定められた安全、防災及び衛生上の管理基準に基づいて適切な管理を行うとともに、自主的管理基準を設定して設備の機能維持に努めること。
- (3) 給湯施設については、配管系統等各機器の点検を行い事故のないよう特に注意を払うこと。
- (4) 排水設備及び処理設備については、各種の機器の点検、清掃及び流入水、放流水の水質検査を定期的実施すること。
- (5) 電気設備については、受電設備及び配線設備の維持のため定期点検を実施するとともに、感電、火災及び障害等の事故防止に努めること。
- (6) これら業務は、作業計画を定め、チェックリスト、点検の方法、異常発見時の対応及び処理方法を含んだ点検要領を作成し、これに基づいて実施すること。

3 建物清掃業務

利用者が快適に利用できるよう建物の美化に努めること。

4 植栽等外構管理業務

利用者が快適に利用できるよう植栽等外構の美化に努めること。

5 安全管理業務

建物内及び植栽等外構における利用者の安全の確保に最大限の注意を払うとともに、緊急時の対応（関係機関と連携して、急病、けが、火災及び津波等の緊急事態に迅速に対応できる体制を整え、発生した場合には適切に対処しつつ、県にその旨を速やかに報告する。）を的確に行うこと。

6 事務処理業務

施設の管理運営に当たり、関係書類の適正な整備に努めること。